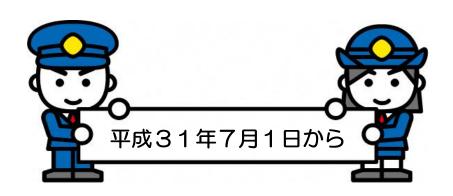
重大な消防法令違反の建物を

公表します!



◆違反対象物公表制度とは

利用者自ら建物の情報を入手して利用を判断できるように、ホテル、飲食店、物品販売店など不特定多数の方が利用される建物や、病院、社会福祉施設など一人で避難することが難しい方が利用される建物のうち、立入検査によって重大な消防法令違反(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備のいずれかが未設置)のある建物を確認した場合に、これらの建物の情報を豊後大野市のホームページに掲載し、公表する制度のことです。

違反対象物情報は各消防本部のホームページで公表されます。



◆公表対象となる建物

遊技場・飲食店・物品販売店舗・旅館・ホテル・病院・社会福祉施設・複合用途対象物、消防法上「特定防火対象物」として規定されている対象物で不特定多数の方が利用される建物や、1人で避難することが難しい方が利用される建物が該当します。

特定防火対象物(消防法施行令別表第1)

(1)項	1	劇場、映画館等	(5)項	1	旅館、ホテル等
		公会堂、集会場		1	病院、診療所等
(2)項	イ	キャバレー等	(6)項		特別養護老人ホーム等
		遊技場等		/\	老人デイサービスセンター、保育園等
	/\	性風俗関連特殊営業店舗等		=	幼稚園等
	=	カラオケボックス等	(9)項	1	蒸気浴場、熱気浴場等
(3)項	1	料理店等	(16)項	1	特定複合用途防火対象物(※1)
		飲食店	(16の2)項		地下街
(4)項		物品販売店舗等	(16の3)項		準地下街

^{※1} 上記表の(1)項から(9)項までに掲げる用途が含まれる建物です。

◆公表制度の対象となる法令違反の内容

公表制度の対象となる違反は建物に設置義務がある以下の消防用設備が設置されていない場合に公表します。

- •屋内消火栓設備
- <u>・スプリンクラー設備</u>
- •自動火災報知設備

◆公表方法

豊後大野市ホームページへの掲載

※公表は、違反が是正されたことを消防が確認するまでの間継続します。



◆公表内容

- ① 建物の名称
- ② 建物の所在地 ③ 違反の内容

- ④ 公表日
- ⑤ その他消防長が必要と認める事項

◆防火対象物の関係者の皆様へ

公表制度に該当する違反対象物は、無届けの増築や接続又はテナントが入れ替わる用途変更によるものがほとんどで す。このような変更を検討されている場合は、事前に消防本部警防課予防係までご相談ください。

【問い合わせ先】

〒879-7125 豊後大野市三重町内田2827番地1 豊後大野市消防本部 警防課 予防係

TEL 0974-22-0464(平日8:30~17:00)